

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により提出された住民
監査請求に係る監査結果について、同条第 5 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 24 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

第1 請求の内容

1 請求人

1名

住所・氏名

2 請求書の提出

令和5年1月31日

3 請求の要旨（原文のまま掲載。但し、個人名は非公開。）

太宰府市中央公民館長（文化学習課長が兼任）（以下、「館長」という。）は、令和4年6月4日に（公社）日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会（以下、「福岡ブロック協議会」という。）から出された令和4年6月4日及び6月5日の太宰府市中央公民館使用申請に対して令和4年5月31日に使用を許可した。（申請日と許可日の日付が逆転）この使用料として、令和4年6月8日に福岡ブロック協議会から158,340円が太宰府市に納付された。（事実証明書1、2、3）

太宰府市中央公民館使用料条例（以下、「使用料条例」という。）第2条第3項は、「市外者が使用する場合の使用料は、前各項に定める額の100分の150とする。」と規定している。（事実証明書4）しかし、市外者の定義は、使用料条例及び使用料条例施行規則に記載がない。（事実証明書4、5）このため、使用料条例第2条第3項の運用に関する書類を教育委員会に対して情報公開請求したが、運用に関する書類が作成されていないため存在しないことを理由に、非公開決定された。

（事実証明書6）さらに、使用料条例施行規則第9条に基づき教育長が定めた内容に市外者に関する記載がないか確認するために教育委員会に対して情報公開請求したが、書類が作成されていないために存在しないことを理由に、こちらも非公開決定された。（事実証明書7）

そこで、請求人は、太宰府市ホームページから文化学習課に「使用料条例第2条第3項に記載のある「市外者」の定義」と「その定義は、どのような書類に記載があるのか」の二点について質問した。それに対する文化学習課の回答は、まず、市外者の定義については、「原則として利用申請者の住所が「太宰府市」以外であることが市外者の定義になります。ただし、利用申請者の住所が太宰府市外であっても、当該利用団体の活動の拠点実態が市内であること等を聞き取りにて確認したうえで、市内者料金にて取り扱う場合があります。」との回答であった。また、「その定義は、どのような書類に記載があるのか」については、「明文化したものはございません。」との回答であった。（事実証明書8）

これらの回答をもとに、福岡ブロック協議会が市外者に該当するか否かを検討する。福岡ブロック協議会の住所は、「福岡県福岡市博多区築港本町13-6」である。また、福岡ブロック協議会は、福岡県内の22の青年会議所から構成された団体であり、その活動は、福岡県全体で行われており、太宰府市が活動の拠点ではない。つまり、福岡ブロック協議会は、市外者に該当すると考えるのが当然である。（事実証明書1、9）

よって、館長は、福岡ブロック協議会から使用料条例第2条第3項に基づき、基本使用料の100分の150を徴収しなければならない。しかし、館長は、福岡ブロック協議会から、基本使用料しか徴収しておらず、条例に基づく正規の使用料の徴収を怠っている。

このため、館長が福岡ブロック協議会から正規の使用料を徴収するように監査委員におかれては必要な措置をされるよう請求します。

4 請求人の提出証拠（事実証明書）

- 事実証明書1 太宰府市中央公民館使用（使用変更）許可申請書（写）
中央公民館冷暖房利用申込書（写）
太宰府市中央公民館舞台設備使用料（計算表；写）
- 事実証明書2 太宰府市中央公民館使用（使用変更）許可書（写）
太宰府市中央公民館使用料減免可否決定書（写）
- 事実証明書3 納付済通知書（使用料領収書；写）
- 事実証明書4 太宰府市中央公民館使用料条例（写）
- 事実証明書5 太宰府市中央公民館使用料条例施行規則（写）
- 事実証明書6 令和4年12月21付け情報非公開決定通知書（写）
- 事実証明書7 令和4年12月21付け情報非公開決定通知書（写）
- 事実証明書8 問合せメールの回答（写）
- 事実証明書9 2022年度福岡ブロック協議会 組織図
公益社団法人日本青年会議所 九州地区 福岡ブロック協議会 第5
0回福岡ブロック大会 つくし大会開催趣意書（写）

5 請求書の受理

本件請求は、令和5年1月31日に提出され、地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項に基づく要件審査を実施した結果、記載された内容が次の要件を具備していたが、申請書記載の対象課名の一部に誤りがあったため、補正を求め、令和5年2月3日に請求人により誤りを修正した請求書の提出を受けたため、同日付で受理することとした。

(1) 形式的要件

- ・ 監査請求書に所定の事項が記載され、請求人自ら署名した書面によってなされたものであること
- ・ 監査請求が、事実証明書を添付してなされたものであること

(2) 実質的要件

- ・ 請求人が太宰府市の住民であること
- ・ 監査請求の対象とした行為者が太宰府市の財務会計機関であること
- ・ 監査請求の対象とした行為が公金の徴収を怠る事実があること
- ・ 監査請求の対象とした公金の徴収を怠る事実によって太宰府市に損害発生の可能性があること
- ・ 監査請求において具体的な公金の徴収を怠る事実を是正するために必要な措置を

掲げていること

- ・本件請求は、使用許可の終了日から1年を経過するまでになされたものであること

なお、住民監査請求において監査請求の対象とされる期間については、法第242条第2項により財務会計上の行為を対象とする場合、原則として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過すると住民監査請求を行うことができないとされているが、本件請求は、違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実を請求の対象としているため、監査請求期間の制限は、法第236条第1項に基づく公法上の金銭債権の消滅時効によるものと判断した。

6 請求人による資料の提出及び陳述

法第242条第7項に規定に基づき、令和5年2月10日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

追加証拠等の提出は無く、また、陳述についても本件請求内容を補足するものであったが、本件に関連した事項として次のような陳述がなされた。

太宰府市内の公共施設に同様なものがないか調べた結果、太宰府市総合体育館条例において、利用料金表に「市内者」及び「市外者」の料金区分があり、同表の備考欄に「市内者」の定義が明示されている。同施設において「市内者」は、「使用者のうち市民及び市内の事業所又は学校に勤務又は通学する者の割合が2分の1の割合を超える場合をいう」ということである。

この定義で示すことを例としても、(公社)日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会(以下、「福岡ブロック協議会」という。)は、「市外者」である。したがって、福岡ブロック協議会から「市外者」料金を徴収すべきである。

第2 監査の実施

太宰府市監査基準(令和2年監委告示第1号)に基づき次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 太宰府市中央公民館の施設等を使用した福岡ブロック協議会が「市外者」であるにもかかわらず、太宰府市中央公民館使用料条例(以下、「使用料条例」という。)第2条第3項の規定に基づく「市外者」対象分の使用料の徴収を行わなかったこと
- (2) 使用料条例第2条第3項の「市外者」の定義及び運用上の取扱い

2 監査対象部局

太宰府市中央公民館(教育部文化学習課)

3 監査の着眼点

職員措置請求記載事項及び陳述内容を勘案し、監査の着眼点を次のとおりとした。

- (1) 使用料条例及び太宰府市使用料条例施行規則(以下、「使用料条例施行規則」という。)に基づく使用料の納付に伴う基本使用料の積算に関し、納付対象者の住所

地等を確認し、「市外者」対象分の使用料の賦課について検討を行なったのか。

- (2) 請求人からのホームページでの問合せにより「市外者」の定義及び内規の存在、並びに使用者の活動拠点等の確認方法について回答しているが、福岡ブロック協議会への確認はどのような方法で行ったのか。
- (3) 当該「市外者」対象分の使用料を徴収しなかった理由があり、そのための文書決裁等の事務手続きを行ったのか。
- (4) 当該「市外者」対象分の使用料を徴収しなかったことが、法第242条第1項の違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当し、このことによって太宰府市に損害が生じているのか。

4 監査の主な内容

- (1) 法第199条第8項の規定に基づき監査対象部局の関係職員から請求人の主張及び趣旨に対する関係書類等の提出を求めた。また、令和5年2月21日に当該関係書類等に係る事情聴取等により監査を実施した。
- (2) 実施場所
太宰府市監査委員事務局

第3 監査の結果

1 主 文

本件請求を棄却する。

2 理 由

(1) 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び事情聴取を行った結果、次の事項を確認した。

- ① 公益社団法人日本青年会議所（以下、「日本青年会議所」という。）は、リーダーを志す青年経済人の社会活動（公共心を養いながら、地域と協働するボランティア活動等により社会の発展に貢献すること）を目的とする全国各地の青年会議所を会員として組織された公益社団法人であること。
- ② 筑紫野市を拠点とする一般社団法人つくし青年会議所（以下、「つくし青年会議所」という。）は、日本青年会議所九州地区の福岡ブロック協議会の22ブロックうちの一つの団体であり、太宰府市を含めた筑紫地区全域を活動範囲としていること。また、太宰府市中央公民館（以下、「中央公民館」という。）使用許可申請者は、福岡ブロック協議会であるが、つくし青年会議所が当該申請に関する手続きや公益社団法人日本青年会議所九州地区福岡ブロック協議会第50回福岡ブロックつくし大会（以下、「つくし大会」という。）の運営を行なっていることから、実質的な申請者であること。
- ③ つくし大会開催のため、中央公民館への使用許可申請手続きを行った者は、太宰府市内のつくし青年会議所の会員である法人であり、当該大会の運営委員であったこと。

なお、中央公民館使用に際し、事前に福岡ブロック協議会名義の減免依頼の文

書が提出されており、その連絡先としてつくし青年会議所の担当者名が記載されていたこと。さらに、当該減免依頼に市民料金と同等の取扱いに関するつくし青年会議所名義のお願い文書も併せて添付されていたこと。

- ④ つくし青年会議所は、太宰府市の各種計画等への位置づけはなされていないが、市民まつりや少年の船など、市と関連した事業等への協力・連携しながら活動していること。
- ⑤ 中央公民館長（文化学習課長）は、つくし大会開催前の令和4年1月21日に、つくし青年会議所から市民（市内者）料金と同等の取り扱いについての相談を受けていたこと。

また、同日に教育長及び教育部長並びに中央公民館長（文化学習課長）において内部協議を行った結果、つくし青年会議所が、つくし大会を開催することにより、福岡ブロック協議会の多くの会員が福岡県内各地から来訪し、つくし大会で実施される太宰府エリアを中心に自然と歴史文化に触れる回遊体験などの事業により、更なる知名度の向上並びに事業を通じた消費活動が太宰府市民への大きな経済効果をもたらす活動であると認めたこと。また、それらの活動実態を根拠として、太宰府市自治基本条例（以下、「自治基本条例」という。）第3条第1項第1号に規定する「市民」の定義である「市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」を市民として取り扱うという規定を準用し、「市民」として市内者料金の取り扱いを決定したこと。

- ⑥ つくし大会の開催に際し、太宰府市教育委員会後援等に関する規程第2条第2号アの実質後援を受けており、使用料条例施行規則第6条第1項第3号アの規定に基づき、実質後援の経済的援助として部屋使用料及び冷暖房費について、⑤の使用料の3割減免を受けていること。

(2) 監査委員の判断

本件中央公民館使用許可申請者名は、請求人がいうように、福岡市を所在地とする福岡ブロック協議会である。しかし、福岡ブロック協議会の下位団体であるつくし青年会議所が、つくし大会の運営委員として一切の手続き及び運営等を行っていることから、つくし青年会議所が本大会運営の実質的な責任者であり、中央公民館使用許可申請の実質的な申請者とみなされる。

また、つくし青年会議所が「市内者」又は「市外者」にあたるかの判断については、使用料条例及び使用料条例施行規則に形式的には「市内者」及び「市外者」の定義が明記されていないものの、その区別の実質判断にあたっては、自治基本条例第3条の「市民」の定義規定をも参考にしつつ、教育長及び教育部長並びに中央公民館長（文化学習課長）による内部協議が行われ、その結果、つくし大会が開催されることにより太宰府市の更なる知名度の向上が図られること、また、つくし大会の事業の一環として太宰府エリア中心に実施する回遊体験事業を通じた参加者の消費活動が、太宰府市民へ大きな経済効果をもたらす活動であると認められること、さらに、太宰府市と関連する事業等に対しても、つくし青年会議所が積極的に協力及び支援していること等を根拠に、条例解釈とその適用の裁量権の範囲として、特

例的に「市内者」として取り扱ったものと認められる。

以上のことから、市外者分の使用料を徴収しなかったことが、自治基本条例の趣旨からも違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実とはいえ、そのことによって太宰府市に損害を与えているとはいえない。

よって、本件請求には理由がないものと認め、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

3 意見

今回のような先例となる特例的な取扱いについては、市民に疑念をいだかせないよう、起案文書等において条例や規則の解釈とその適用理由を記載すべきである。